

建築物石綿含有建材調査者

令和5年10月1日から、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際には、建築物石綿含有建材調査者等の資格者による事前調査が義務付けられました。

1 資格取得の方法

(1) 登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

◎ 北海道内で講習開催の予定がある登録講習機関（主に札幌市内）

機関名	一般・講習の道内実施予定（令和6年3月27日現在公表分）
建設業労働災害防止協会北海道支部	① [名寄] 4/18・19, ②5/9・10, ③6/4・5, ④7/25・26, ⑤8/22・23
(一社)日本石綿講習センター	①4/25・26, ②5/16・17, ③6/27・28
(公社)北海道労働基準協会連合会	①4/23・24 (一戸建), ②5/28～30, ③8/21～23, ④11/27～29
(一社)企業環境リスク解決機構	①4/10・11 (残少), ②4/25・26, ③5/22・23
(株)建設業安全推進協会	①5/30・31

※各機関のホームページをご覧ください。受講手続を行って下さい。

(2) 受講資格等（次のいずれかに該当する者）

記号	受講資格	資格証明書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	「修了証写し」
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	「卒業証書写し又は卒業証明書」及び「実務経験証明A」
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	「実務経験証明B」
(7)～(12)	略	

2 過去の問題（(一財)日本環境衛生センターで公開されています。）

一般財団法人日本環境衛生センターのホームページでは、過去問が掲載されています。重要なポイントや試験のレベル等がわかると思います。

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/133/Default.aspx>

石綿作業主任者

建築物（建築設備を含む）や工作物の解体・改修工事において石綿等を取り扱う作業を行う際には、石綿作業主任者技能講習修了者から石綿作業主任者を選任しなければなりません。〔労安法第14条、石綿則第19条〕

また、「建築物石綿含有建材調査者講習」では、石綿作業主任者技能講習修了者が受講資格のひとつになっています。

1 石綿作業主任者技能講習の日程（旭川市内開催分／2日間）

機関名	技能講習実施予定（令和6年3月27日現在公表分）
（公社）北海道労働基準協会連合会 旭川支部	①5/1・5/2（受付中）、②8/19・20、③10/21・22

※旭川地方労働基準協会のホームページをご覧ください。受講手続を行ってください。

旭川市内で石綿に関する分析ができる機関

No.	事業所名	電話番号	住所	備考
1	エヌ・エス(株)	0166-62-1911	忠和5条7丁目3-18	
2	(株)テクノス北海道 環境分析センター	0166-69-5111	忠和4条7丁目1-8	
3	(株)ホクカン	0166-24-5593	永山14条3丁目3-4	試料採取×
4	(株)コンストラクションサポート旭川 本社	0166-27-0789	大雪通8丁目508番地	

※旭川市外の分析機関については、お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

旭川市環境部 環境指導課水・大気環境係
(担当) 高塚

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 総合庁舎8階

電話 (0166) 25-6369

FAX (0166) 29-3977

E-Mail ; kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp